

武岡中学校 いじめ防止基本方針

【いじめ防止に関する基本理念】

本校では、下記「いじめ防止対策推進法第22条」に則り、校長の統率、指揮のもと、職員の同一視を高め、集団の凝集性を強める集団維持の機能を強化させ、いじめ防止対策委員会を中心に学校全体で組織的、継続的な取組を行う。また、本校の実態に即した連絡体制を見直し、正確な報告や情報の共有化を図るとともに、いじめの防止、解決、撲滅に向け、いじめの態様や原因、背景等に応じて、指導方針や指導内容を具現化し、共通理解を図りながら組織で対応する。

＜「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)＞

第22条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

【家庭・地域との連携】

- 学級PTA
- 学年PTA
- 全体PTA
- 地域PTA
- 校区青少年連絡協議会
- 学校評議員会

【いじめ防止対策委員会】(生徒指導部会)

＜目的＞ 日ごろからいじめ防止に心がけ、いじめを認知した場合には迅速に、その解決に学校全体で取り組む。

＜構成＞ 校長・教頭・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・各学年生徒指導係・スクールカウンセラー・PTA会長(執行部代表)・外部専門家(必要に応じて)

＜運営＞ 毎月第三水曜日に実施する。情報交換を行い、方針を議論する。その後、職員朝会、職員会議で全職員の共通理解と情報の共有化を図る。

【関係機関との連携】

- 県教育委員会
- 市教育委員会
- 警察署
- 児童相談所
- 市こども福祉課
- 民生委員
- 保護司
- ネットポリス

【学校の取組】

1 いじめの未然防止

全職員が、いじめ問題の重要性を認識し、いじめがあるのではないかという問題意識をもつ。

- 平素から生徒と積極的に関わる場や機会を多くし、温かい人間関係を深める。
- 生徒の言動や表情の変容をすばやく察知し、全職員の共通理解、共通実践に努める。
- 些細な事例でも、学級活動や生徒会活動を活用して考えさせ、生徒の自浄作用能力を培う。
- 校外の様子については、保護者や地域住民と緊密な連携を図り、情報の入手に努める。

- 具体的な取組 -

- ・ 全校朝会、学年朝会、朝や帰りの会での講話の充実を図る。
- ・ 学活や道徳などの授業の充実を図る。また、情報モラル教育に充実を図る。
- ・ 学校行事や普段の生活を大切に学級の絆を深める。
- ・ 「いじめ防止啓発強調月間」に全生徒でいじめ防止に向けた標語・ポスターを作成する。
- ・ 「いじめを考える週間」で全学級による道徳の一斉授業を行う。
- ・ 生徒会生活部の活動を中心にいじめを許さない意識を高めさせる。
- ・ 登校指導、校内巡視、下校指導によるコミュニケーションの充実を図る。
- ・ 職員、生徒会、保護者、地域によるあいさつ運動を行う。

2 いじめの早期発見

全職員が、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われたりすることが多いという認識をもつ。

- 生徒の言動や表情を精確に観察し、些細な変容を見逃さないように努める。
- 些細なことでも、生徒から職員に即時に情報が入る関係性、雰囲気(風土)を醸成する。
- 校外の様子については、保護者や地域住民と緊密な連携を図り、情報の入手に努める。

- 具体的な取組 -

- ・ 生徒との対話やかかわりを重視した登校指導、校内巡視、下校指導に努める。
- ・ 朝の会などで生徒個々の表情をきめ細く観察する。
- ・ 職員、生徒会、保護者、地域によるあいさつ運動を行う。
- ・ ネットポリスと連携し、ネット上の監視に努める。
- ・ 毎学期ごとの定期の教育相談及びチャンス相談を行う。
- ・ 年2回、「武岡地区青少年連絡協議会」を開催する。
- ・ 定期的に三校(校区内小・中)生徒指導主任会を開催する。
- ・ 諸関係機関との連携の強化を図る。
- ・ 生活の記録の活用。いじめアンケート(毎月)、学校生活アンケート(毎学期)を実施し、実態を分析し、早期発見と事後指導に努める。

3 いじめへの早期対応

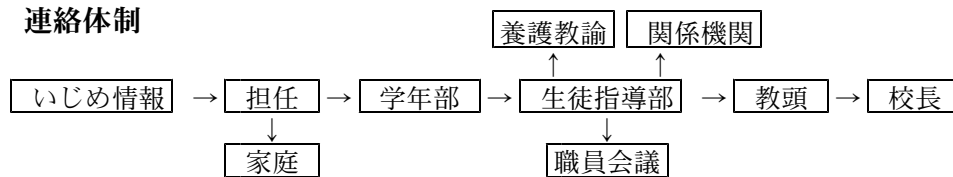
全職員が、迅速で組織的な対応を心がけるとともに情報を共有し合い、役割分担を明確にし、いじめられた子を絶対に守るという認識をもつ。

- 「いじめは絶対に許さない」という職員の毅然として一貫した態度を示す。
- 事実を正確に把握する。(複数での対応を心がける。)
- 報告・連絡・相談を確実に実践する。
- いじめの再発防止を防ぐための指導法の工夫・改善に努める。

- 具体的な取組 -

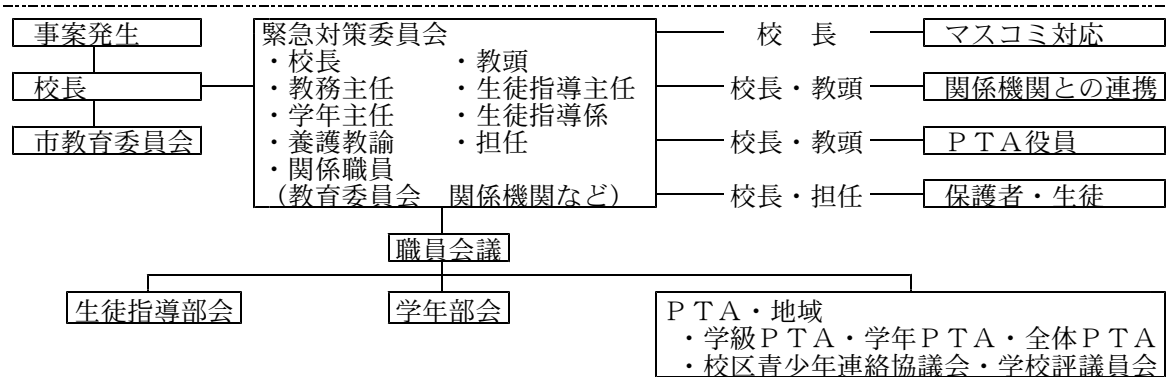
- ・ 被害生徒、加害生徒から聞き取りを行い、正確な情報を把握し、共通理解する。
- ・ 被害生徒の心のケアを第一に考え、守り通すことを伝える。
- ・ 加害生徒からも十分話を聞き、いじめについての指導を十分行う。
- ・ いじめを通報した生徒がいた場合は、称賛し、今後の安全を確保する。
- ・ 傍観者から協力者(仲裁者)を作る。
- ・ 被害生徒、加害生徒の保護者については、それぞれ家庭訪問し、丁寧に状況を説明する。
- ・ 状況によっては謝罪の場を設定する。
- ・ 被害生徒と保護者に、スクールカウンセラー等を活用し、継続的な心のケアを行う。

4 連絡体制



重大事態への対処について

- 重大事態とは生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合のことをいう。
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 心身に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神症の患者を発症した場合
- 重大事態への緊急対応



- ◎ 事態の状況確認、情報収集、情報整理
 - 教育委員会、関係機関と連携を図り、生徒指導部会、学年部会を中心に客観的かつ正確な事実確認を速やかに行う。
 - 必要に応じて、アンケートの実施を行う。
 - 状況によっては、関係機関と連携し情報収集にあたる。
 - 把握できた情報は、校長、教頭に報告し、全体で共有する。

関係機関	連絡先
市教委青少年課	227-1971
県警(少年サポート)	232-7867
市西警察署	285-0110
明和交番	281-0423
県総合教育センター	294-2788
県中央児童相談所	264-3003
市子ども福祉課	216-1260

- ・ いつ ・ どこで ・ 誰が ・ 何を、どのように
- ・ なぜ(人間関係の状況や学校の対応に関する課題等)
- ◎ 生徒の状況確認と支援・指導、生徒・保護者・教職員の心のケア
 - 教育委員会、関係機関と連携を図りながら、養護教諭を中心に該当生徒・保護者の心のケアを行う。
 - 状況によっては、臨床心理士やスクールカウンセラーの派遣を依頼し、対応を図る。
 - 関係職員の心のケアにも十分注意する。
- ◎ 関係機関との連携
 - PTA・地域・関係機関等と十分連携を図り、事案の解決を行う。
 - 関係機関等との連携は、校長が中心となって行うが、状況により、教頭、生徒指導主任、学年主任が行うこともある。
 - ・ 教頭 → PTA・関係機関(警察・児童相談所など)・地域
 - ・ 生徒指導主任 → 関係機関(警察・児童相談所など)・地域
 - ・ 学年主任 → 学年PTA・地域

※ 本方針は、本校のホームページに掲載してあります。

【年間計画】 ※ いじめ防止に関する行事・活動計画

月	年間計画 (○：生徒関係 ■：職員・PTA関係)
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 始業式での生徒指導講話 ○ 朝のあいさつ運動の開始(生徒会) ○ 新入生歓迎会 ○ 「いじめ問題を考える週間」の取組, 実施 ○ 道徳, 学活等でのいじめ問題に関する授業の実施 ○ 家庭訪問, 教育相談の実施 ○ ハイパーQ-Uの実施 ■ 年度始めの活動計画の確認と共通理解, 生徒指導マニュアルの周知徹底 ■ 朝のあいさつ運動・校内巡視・下校指導開始(職員)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「いじめ防止ニコニコ月間」での標語・ポスター作成 ○ 生徒総会 ○ 宿泊学習, 修学旅行, 高校巡り ○ 教育相談の実施 ○ アンケート(簡易)の実施と事後指導, 報告 ■ PTA総会でのいじめに関する講話 ■ 「いじめ防止ニコニコ月間」での各学年・学級での講話 ■ 朝のあいさつ運動の開始(PTA・地域)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設営コンクール ○ 市総体 ○ ハイパーQ-Uの実施 ○ 学校生活アンケートの実施と事後指導, 報告(PTA資料)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 音楽発表会の実施 ○ 一学期終業式での生徒指導講話 ○ いじめ認知アンケートの実施と事後指導, 報告 ○ アンケート(簡易)の実施と事後指導, 報告 ■ 学年・学級PTAでの啓発, 講話 ■ 校区青少年健全育成大会の実施 ■ 校区生活指導連絡協議会の実施 ■ 一学期の取組の総括(学期末報告の作成) ■ 職員研修(人権同和教育)
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出校日での生徒指導講話 ○ 三者面談の実施 ■ 外部講師を招聘しての研修会 ■ 二学期に向けての取組の確認
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 二学期始業式の生徒指導講話 ○ 「いじめ問題を考える週間」の取組, 実施 ○ 体育大会 ○ アンケート(簡易)の実施と事後指導, 報告
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒会立会演説会 ○ 文化祭
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育相談に向けたアンケートの実施 ○ 三者相談(3年生)の実施 ○ アンケート(簡易)の実施と事後指導, 報告 ○ 学校生活アンケートの実施と事後指導, 報告(PTA資料) ■ 学年・学級PTAでの啓発, 講話(3年)
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育相談(1・2年生) ○ 三者相談(3年生)の実施 ○ 講師による情報モラル(ケータイ)について授業の実施(人権同和教育係) ○ 二学期終業式での生徒指導講話 ○ いじめ認知アンケートの実施と事後指導, 報告 ■ 学年・学級PTAでの啓発・講話(1・2年) ■ 教育相談と三者面談のまとめ, 二学期の取組の総括(学期末報告の作成)
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三学期始業式の生徒指導講話 ○ 新入生学校説明会 ○ アンケート(簡易)の実施と事後指導, 報告 ■ 三学期に向けての取組確認 ■ 新入生学校説明会
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育相談(1・2年生) ○ アンケート(簡易)の実施と事後指導, 報告 ○ 学校生活アンケートの実施(1・2年)と事後指導, 報告(PTA資料) ■ 学年・学級PTAでの啓発・講話(3年)
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ認知アンケートの実施と事後指導, 報告 ○ クラスマッチ ○ 卒業式, 三学期修了式での生徒指導講話 ■ 学年・学級PTAでの啓発・講話(1・2年) ■ 年間の総括及び次年度に向けての取組の確認